

「墨田区議会基本条例の運用に係る検討課題」検討結果

NO.14	優先度B2	
検討課題	政策会議	
条文	<p>(政策会議)</p> <p>第16条 議会は、政策立案及び政策提言を推進するため、毎年1回以上、政策会議を開催するものとする。</p> <p>2 政策会議は、政策立案及び政策提言に関する事項を議長に提案することができる。</p> <p>3 政策会議に関し必要な事項は、議長が別に定める。</p>	
具体的な運用方法等	<p>1 位置付け 非公式の会議体とし、会議は非公開とする。 ただし、委員外議員の傍聴は可とする。</p> <p>2 協議事項 (1) 議会の政策立案及び政策提言のテーマ選定並びに当該テーマを調査・検討する特別委員会の設置に関すること。 (2) 特別委員会の見直しに関すること。</p> <p>3 委員の構成 (1) 交渉会派についてはその所属議員数を、交渉会派以外の会派及び会派に所属しない議員についてはその合計議員数を、それぞれ3で割った数(端数切捨て)の委員を選出し、委員の中から正副座長を選出する。 (2) 委員の任期は、毎年、招集議会の日から1年間とする。 ただし、令和元年度については、委員選出の日から次年度の招集議会の日までとする。 (3) 任期途中で委員を交替しようとするときは、議長の許可を得なければならない。</p> <p>4 開会時期 政策会議は、座長が毎年4月に招集し、招集議会までに検討結果をまとめる。 ただし、座長が必要があると認めるとき又は議長若しくは委員定数の4分の1以上の委員から要求があったときは、臨時に開くことができる。</p> <p>5 議事 (1) 原則として全会一致とする。 ただし、座長がやむを得ないと認める場合には、出席委員の過半数をもって決定することができる。 (2) 座長は、必要があると認める場合には、関係理事者の出席を求めることができる。</p> <p>6 報告書の作成及び公表 (1) 座長は、検討結果を報告書にまとめ、議長に提出する。 (2) 議長は、当該報告書を速やかに区議会ホームページにおいて公表し、直近の区議会だよりによりその概要を掲載する。</p> <p>【予算を伴う議会提出条例案の区長との事前調整について】 (1) 委員会が予算を伴う条例を提案する場合、当該委員会は、必要な予算上の措置に関して、あらかじめ区長と十分に調整を行う。 (2) 会派又は議員が予算を伴う条例を提案する場合の取り決めについては、各派交渉会、議会運営委員会など、然るべき場において改めて協議するよう、議長に申し入れる。</p>	
関係例規の改正等	例規等の題名	
	改正等の内容	